

○基本計画の概要

基本構想では、5つの基本方針を掲げています。

- 【基本方針Ⅰ】 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり
- 【基本方針Ⅱ】 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり
- 【基本方針Ⅲ】 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり
- 【基本方針Ⅳ】 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり
- 【基本方針Ⅴ】 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

【基本計画の抜粋】

基本計画

I 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

1-1. 水産業の振興

2 2022 8 8 12 14

■施策の目的

- ◎「育てる漁業」を中心に、前浜資源を守り育て、安定的に生産できる漁業をめざします。
- ◎水産物のブランド化や加工品としての利用拡大により、付加価値を高めます。

■指標

指標名	現状値 (R4実績)	令和6	令和7	令和8	令和9
漁業協同組合員数(人)	153	150	147	144	141
漁業協同組合取扱金額(百万円)	1,077	1,100	1,100	1,100	1,100
コンブ生産量(ト)	677	650	650	650	650
水産業担い手支援者数(人:累計)	31	34	37	40	43
水産物地域ブランド化取組件数(件)	3	5	5	5	5

■実施する主な施策

近年の状況	今後の主な取組内容
(1)振興計画 ○漁業協同組合等と共に水産振興を図っていますが、さらなる連携が必要です。	■安定的に生産が可能な漁業の確立のため、「福島地域マリンビジョン計画」等に基づき関係機関と連携して漁業振興を図ります。
(2)漁場 ○町民による「お魚漁や植樹会」の開催や「水産多面的機能発揮対策事業」として、ウニやアワビの餌とならない雑草繁茂地帯を漁業者自らが除去活動を行っています。 ○引き続き、自然を守り育てていく意識醸成を図る必要があります。	■山の保全が海や漁場の保全につながるため、植樹会を継続します。 ■漁業者が組織する漁場保全組織の支援をはじめ、磯焼け対策としてキタムラサキウニ等の生息密度管理を行い、町支援による漁場の保全等、限られた漁場の有効活用を図ります。
(3)漁港 ○第3種漁港の福島漁港(福島地区・浦和地区・白符地区)、第2種漁港の吉岡漁港、第1種漁港の岩部漁港があります。 ○町内のいずれの漁港でも、岸壁の経年劣化や漁業関連施設の老朽化が進んでおり、作業環境の改善等に取り組む必要があります。	■特定漁港漁場整備事業計画等に基づき、各漁港の整備を進めます。 ■利用状況を踏まえ、冬期や炎天下でも衛生的で高齢の漁業者でも作業しやすい漁労環境の改善を図ります。 ■老朽化している岸壁を改修します。
(4)漁港関連施設 ○越波防止を目的とした海峡横網ビーチ(道施設)の適切な施設管理に努めています。 ○みなと交流館は、密漁監視や漁業者等のトイレ利用等に、長年使用されています。	■海峡横網ビーチの適切な施設管理を継続します。 ■みなと交流館については、地場産業の振興も視野に、引き続き適切な活用と維持管理を行います。

43

各施策におけるSDGsとの関わりについて、17のゴール目標のイラストを表示し、わかりやすく整理しています。

各施策の目標とする指標(数値)を整理しています。

上記の指標(数値)を達成するための主な施策をまとめています。

第6次福島町総合計画の策定にあたっては、福島町総合計画審議会において、延べ5回の審議をいただき、令和6年2月6日付けで中塚徹朗会長より鳴海町長へ答申書の提出がありました。

